

関係法令

○特定商取引に関する法律（抜粋）

（定義）

第2条 この章及び第58条の18第1項において「訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 …役務の提供の事業を営む者（以下「役務提供事業者」という。）が営業所、代理店その他の主務省令で定める場所（以下「営業所等」という。）以外の場所において、…役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の申込みを受け、若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供

（訪問販売における氏名等の明示）

第3条 …役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、…役務提供事業者の氏名又は名称、…役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び…役務の種類を明らかにしなければならない。

（禁止行為）

第6条 …役務提供事業者は、訪問販売に係る…役務提供契約の締結について勧誘をするに際し…、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

- 六 顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項

（業務の停止等）

第8条 …役務提供事業者が第3条、第3条の2第2項若しくは第4条から第6条までの規定に違反し…た場合において訪問販売に係る取引の公正及び…役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、…その…役務提供事業者に対し、2年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。…

- 2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（都道府県が処理する事務）

第68条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

（経過措置）

第2条 …

- 4 …役務提供事業者の施行日前にした旧法第3条、第3条の2第2項若しくは第4条から第6条までの規定に違反する行為…については、新法第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○特定商取引に関する法律施行令（抜粋）

（都道府県が処理する事務）

第19条 法第7条…に規定する主務大臣の権限に属する事務…で、当該都道府県の区域内における販売業者…の業務…に係るものは、都道府県知事が行うこととする。…

○旧特定商取引に関する法律（抜粋）

（定義）

第2条 この章及び第58条の18第1項において「訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 …役務の提供の事業を営む者（以下「役務提供事業者」という。）が営業所、代理店その他の主務省令で定める場所（以下「営業所等」という。）以外の場所において、…役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の申込みを受け、若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供

（訪問販売における氏名等の明示）

第3条 …役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対

し、…役務提供事業者の氏名又は名称、…役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び…役務の種類を明らかにしなければならない。

(禁止行為)

第6条 …役務提供事業者は、訪問販売に係る…役務提供契約の締結について勧誘をするに際し…、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

六 顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項

(業務の停止等)

第8条 …役務提供事業者が第3条、第3条の2第2項若しくは第4条から第6条までの規定に違反し…た場合において訪問販売に係る取引の公正及び…役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、…その…役務提供事業者に対し、1年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

○県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（抜粋）

(不当な取引行為の禁止)

第13条 知事は、事業者が消費者との間で行う商品又は役務の取引に関して、次の各号のいずれかに該当する行為を不当な取引行為として規則で定めることができる。

一 消費者に対し、販売の意図を隠して接近し、商品若しくは役務に関する重要な情報を提供せず、又は誤信を招く情報を提供し、消費者を執ように説得し、又は心理的に不安な状態に陥れる等の不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

2 事業者は、消費者との間で商品又は役務の取引を行うに当たり、前項の規定により定められた不当な取引行為を行ってはならない。

(不当な取引行為の是正勧告)

第13条の3 知事は、事業者が第13条第1項の規定により定められた不当な取引行為を行っていると認めるときは、当該事業者に対し、当該不当な取引行為を是正するよう勧告することができる。

(緊急被害防止措置)

第13条の4 知事は、事業者が行う不当な取引行為により、相当多数の消費者に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該不当な取引行為による被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに、当該不当な取引行為を行った事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を公表するものとする。

○県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則（抜粋）

(不当な取引行為)

第2条 条例第13条第1項第1号の行為に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

一 …役務を有償で提供する意図を明らかにせず、…若しくは役務を有償で提供すること以外のこと
が主要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、又はそのような広告宣伝により消費者を誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

四 消費者の契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべき事項について消費者に事実と異なることを告げ、若しくは誤信させるような情報を提供し、又は将来における変動が不確実な事項について消費者に断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為